

大阪市社会福祉研修・情報センター条例

○大阪市社会福祉研修・情報センター条例

平成14年3月29日

条例第29号

改正 平成17年10月19日条例第140号

平成19年3月16日条例第49号

平成19年5月30日条例第83号

平成20年3月31日条例第44号

平成21年9月18日条例第92号

平成26年3月17日条例第53号

平成29年3月29日条例第47号

大阪市社会福祉研修・情報センター条例を公布する。

大阪市社会福祉研修・情報センター条例

(設置)

第1条 大阪市社会福祉研修・情報センター（以下「センター」という。）を
大阪市西成区出城2丁目に設置する。

(目的)

第2条 センターは、社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する研修
- (2) 社会福祉に関する講演会、講習会等の開催
- (3) 社会福祉に関する情報の収集及び提供
- (4) 社会福祉に関する相談
- (5) 社会福祉に関する資料の収集及び調査研究

(6) その他市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第5条 センターの供用時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日及び土曜日にあっては、午前9時から午後5時まで）とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第5条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第6条 別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、市規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第10条の規定による使用料の納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下

「使用許可」 という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (5) その他不適当と認めるとき

(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聞くことができる。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
 - (2) 建物、附属設備又は展示品を損傷するおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者
 - (5) その他管理上支障があると認める者
- (使用料)

第10条 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（附属設備の使用）

第11条 使用者は、附属設備を使用することができる。

2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の納付の時期）

第12条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 社会福祉に関する本市の事務又は事業のために使用するとき
- (2) 本市が交付する補助金及び利子補給金の交付の対象となる社会福祉に関する事務又は事業のために使用するとき
- (3) 公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付

することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかつたとき
(管理の代行)

第15条 センターの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

（指定申請の公告）

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) センターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
(指定申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

（欠格条項）

第18条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- （指定管理予定者の選定）

第19条 市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 第2条の目的に照らしセンターの効用を最大限に発揮するとともに、センターの管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) センターの管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

（指定管理者の指定等の公告）

第20条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

大阪市社会福祉研修・情報センター条例

(業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他センターの管理に関すること

(施行の細目)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（平成15年1月30日施行、告示第50号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大阪市立社会福祉研修センター条例（昭和57年大阪市条例第21号）
- (2) 大阪市高齢者総合相談情報センター条例（平成3年大阪市条例第25号）

附 則（平成17年10月19日条例第140号、附則ただし書に規定する改正規定を除くその他の改正規定、平成18年4月1日施行、告示第319号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第14条の次に6条を加える改正規定（第16条から第18条まで及び第19条前段に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第49号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日条例第83号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第44号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月18日条例第92号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日条例第53号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

大阪市社会福祉研修・情報センター条例

附 則（平成29年3月29日条例第47号、平成30年1月1日施行、告示第1574号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大坂市社会福祉研修・情報センター条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。

別表（第6条、第10条関係）

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	昼夜間
演習室	1,000円	1,300円	1,000円	3,000円
大会議室	5,800円	7,700円	5,800円	17,400円
会議場所全体を使用する場合	3,800円	5,100円	3,800円	11,400円
	2,900円	3,800円	2,900円	8,600円
所定の中仕切りで2に区画された部分のうち面積の大きい部分を使用する場合	1,900円	2,600円	1,900円	5,800円
介護実習室	5,700円	7,600円	5,700円	17,100円

大阪市社会福祉研修・情報センター条例

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「昼夜間」とは午前9時30分から午後9時までをいう。